

(別紙第8号様式の2)

業務委託契約書

(以下「甲」という)と、

(以下「乙」という)とは、甲が乙に業務を委託することについて、次の条項に基づき業務委託契約を締結するものとする。

(業務委託)

第1条 甲は、この契約に基づき、陸上競技場トラック仕上げ材廃棄物処理業務の業務を乙に委託するものとする。

(業務委託料)

第2条 業務委託料は、一金 円とする。(消費税含)

(委託業務の内容)

第3条 乙の行う業務委託は、陸上競技場トラック仕上げ材廃棄物処理業務に係る業務委託仕様書に基づき実施するものとする。

(委託業務の期間)

第4条 前条の委託業務の委託期間は、本契約締結の日から平成31年3月29日までとする。

(委託料の支払)

第5条 甲は、委託業務を委託するにあたり、業務委託料を、乙の請求に基づき次のとおり支払うものとする。

◎請求書受理後一ヶ月以内

2 前項の業務委託料の支払は、乙の指定する銀行口座に振込むものとする。

(権利業務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利または業務を第三者に譲渡し、または、委任してはならない。但し、特別の必要がある場合は甲乙協議して定めるものとする。

(委託業務の変更等)

第7条 甲は、必要があるときには乙と協議の上、契約の内容を変更し、または履行の中止をすることができる。

2 前項の場合において、委託料及び委託期間等の変更があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、業務の内容及びその進捗に関して、甲との事前の協議なくして第三者に漏洩してはならない。

(損害の賠償)

第9条 甲または乙が、委託業務の履行に際し、その責に帰すべき理由により、甲または乙に損害を与えた場合は、甲は乙に対し、乙は甲に対しその損害を請求することができる。

(契約の解除)

第10条 甲または乙が、この契約に定める業務を履行しないとき、または履行することができないと認められたときは、甲または乙は、協議の上この契約の全部または一部を解除することができる。

(疑義の解釈)

第11条 この契約に定めのない事項及び契約の各条項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、双方誠意をもって解決にあたるものとする。

上記契約の成立を記すため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙